

ミナカ小田原 てんしの森保育園 月極保育利用契約書

_____ (以下「保護者」といいます) と万葉倶楽部株式会社 (以下「当社」といいます) は、当社運営のミナカ小田原 てんしの森保育園[施設名] (以下「当保育所」といいます) において、当保育所が当保育所を利用する_____ (以下「乳幼児」といいます) とその保護者に対して行う保育につき、以下のとおり利用契約 (以下「本契約」といいます) を締結します。

第1条 (契約の目的)

当保育所は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨に従った保育を提供し、保護者は当社に保育に対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとします。
ただし、契約期間満了の 30 日前までに、保護者から当社に対して文書による契約終了の申出がない場合、再度本契約の内容を確認した上で、さらに 1 年間更新することとします。
- 2 前項にかかわらず、乳幼児が 3 歳に達した場合には、本契約は、乳幼児が 3 歳に達する日の属する年度 (毎年 4 月から翌年 3 月まで) の 3 月 31 日をもって終了するものとします。
- 3 前三項にかかわらず、乳幼児が継続して 1 ヶ月以上当保育所に登所しなかった場合、当該 1 ヶ月経過時点で、本契約は終了します。

第3条 (保育サービスの内容)

- 1 当保育所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針および保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育 (以下「保育サービス」といいます) を提供します。
- 2 保育サービスの詳細は、別に作成する「重要事項説明書 (入所のご案内)」の通りとします。
- 3 本契約の締結にあたり、当保育所は保護者に対し「重要事項説明書 (入所のご案内)」に基づき説明を行い、保護者はその内容について同意し、これらに定められた保護者の義務 (利用者負担その他の支払いを含む。) を履行することとします。

第4条 (保育日)

- 1 当保育所の保育日は以下のとおりとします。
月曜日～日曜日

第5条 (保育時間)

- 1 当保育所の保育時間は以下のとおりとします。
基本保育時間：7 時 00 分から 18 時 00 分まで
延長保育時間：18 時 00 分から 19 時 00 分まで
- 2 当保育所が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当保育所が定める保育時間から開園時間の間に延長保育を提供します。

第6条（保育料金等）

保護者は当保育所が提供する保育サービスへの対価として、次の通り保育料金等を支払うものとします。

① 保育料金

（非課税）

	料金		
	0歳児	1歳児	2歳児
保育料金（月23日まで）※	37,100円	37,000円	37,000円
（保育無償化対象児童の場合）	（0円）	（0円）	（0円）
入園パッケージ※2	2,000円/月		

※保育料金には、保育料、食事代（1食分、ただし3歳児以上の主食代を除く）・おやつ代・ミルク代、布団代、保険料、教材費、含まれます。

※2 入園パッケージ（帽子、スタイ、水分補給用コップ、箸、スプーン、防災頭巾、洗濯代（帽子、スタイ）、オムツ処理費を含みます。）

② その他料金（非課税）

	料金
月23日を超える追加利用	920円/日
延長保育料金	500円/30分
おむつ（保護者が忘れた時）	50/枚
おしりふき（保護者が忘れた時）	200円/パック
パンツ（保護者が忘れた時）	300円/枚
行事参加費	実費相当額（都度ご案内します）
一時保育料金	月極保育利用者は、支給認定証の認定区分事由での利用日を含め、月23日まで無料 月24日以上は、 250円/30分※別途昼食代400円、おやつ代100円

*別途、災害共済給付の保険料を年額315円ご負担いただきます。

*保育料は、当施設が認可外保育施設の指導監督基準を満たしている期間、非課税となります。同基準を満たさない旨の通知が県からなされた場合は、税込の利用料等を記載した書面を速やかに提供します。

③ 選択式サービス（税込）

項目	料金
Aセット（おむつ、おしりふき定額サービス）	3,500円/月
Bセット（午睡用バスタオルレンタル2枚）	1,000円/月

第7条（保育料金等の請求・支払）

1 当社は、保護者に対し毎月の保育料金等を当月10日迄に請求するものとします。

- 2 その他料金のうち延長料金、夕食代は月末締めとし、翌月の請求額に加算するものとします。
- 3 当社は、請求した保育料金等を、当月 26 日に指定口座より引き落とすこととします。
- 4 保護者もしくは乳幼児の事情により月の途中で退所する場合、または第 2 条第 3 項に基づき本契約が月の途中で終了する場合は、料金の払い戻しや按分精算は一切行わないものとします。

第 8 条（契約の解除）

- 1 保護者または乳幼児の都合で中途退所する場合、保護者は退所予定日の 30 日前までに当保育所への「退所届」の提出をもって当社に申し出るものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で当社に通知することにより、本契約を直ちに解除することができます。
 - ① 当社または当保育所が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ② 当社または当保育所が法令等の社会的義務に反した場合
 - ③ 当保育所が乳幼児または保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 当社が破産した場合
- 3 次の事由に該当した場合、当社は文書で保護者に通知することにより、本契約の解除をするとともに、保護者は当然に期限の利益を失い、直ちに残債務を返済しなければなりません。
 - ① 保護者が第 6 条および第 7 条に定める料金の支払いを遅延し、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
 - ② 保護者が当保育所や保育所従業者または他の利用者（保護者・乳幼児）に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ③ 当社または当保育所が乳幼児の保育を安全に行えないと判断した場合
 - ④ 保護者が当保育所や保育所従業者に対し、受け入れ困難な申し出や理不尽な要求を繰り返し行うことにより、当保育所の運営等に支障を来すおそれがあると当社または当保育所が判断した場合
 - ⑤ 「子ども・子育て支援法」第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号または第 3 号に掲げるものに限る。）が受けられない場合
 - ⑥ 保護者または乳幼児が第三者に対し安全でない行為を行った場合、または行う危険性があると判断された場合
 - ⑦ 当保育所と保護者との間の信頼関係の欠損が生じた場合
 - ⑧ 他の債務について破産の申立等があったとき
 - ⑨ 他の債務について、仮差押え、強制処分等を受けたとき
- 4 保護者は、期限の利益を失ったときは、当社に対し年 14.6%の割合で遅延損害金を支払わなければなりません。

第 9 条（応急手当および医療処置）

- 1 保育中に突発的な発病・ケガ等が生じた場合、当保育所は保護者の承諾無く、軽度の応急手当を乳幼児に対し行う事が出来るものとします。応急手当以上の医療行為については、保護者の承諾無しに、当保育所で実施できないこととします。
- 2 ただし、保護者が指定した緊急連絡先にて連絡が取れない場合、当保育所は保護者に代って状況を判断し、

医療機関が乳幼児に対して行う医療行為の実施を許諾する権利を有するものとします。なお、緊急連絡がつかず、適切な指示を仰ぐことができなかつた為に後遺症等が残った場合、当保育所は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（賠償責任）

当保育所は、保育サービスの提供に伴い、当保育所の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合、保護者に対してその損害を賠償するものとします。

第 11 条（個人情報保護および機密保持）

当保育所が保育を提供する上で知り得た乳幼児および保護者に関する個人情報については、当社個人情報保護方針に基づき、当保育所の保育サービスの提供および保育所の運営管理業務のためにのみ利用し、適切な取扱・管理・保護を行います。ただし、法令の規定、地方自治体または企業主導型保育事業の実施団体（以下「提供先」といいます）により個人情報開示の要請を受けた場合、当保育所は、当該個人情報を提供先へ提出することがあります。

第 12 条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合、当保育所の住所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 13 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

以上を内容とする契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、保護者および当社が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

㊞

当 社

<所在地> 神奈川県小田原市栄町 1-14-48

<会社名> 万葉倶楽部株式会社

㊞